

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構との医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進に向けた研究開発等に関する協力協定

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「甲」という。）と国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「乙」という。）は、医療用等ラジオアイソトープ製造・利用の推進等に関して、次のとおり協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、医療用等ラジオアイソトープ製造・利用の推進のため、効果的かつ効率的な研究開発等に関して相互に協力し連携を図ることを目的とする。

（連携協力の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携協力を行うものとする。

- (1) ラジオアイソトープの国内製造・安定供給のための研究開発等の取組推進
 - (2) 医療現場等でのアイソトープ利用促進に向けた制度・体制の整備
 - (3) ラジオアイソトープ製造・利用のための研究基盤（この研究等に伴い生じた低レベル放射性廃棄物等の処理処分に係る検討等を含む。）や人材、ネットワークの強化
- 2 前項各号に掲げる事項に係る個別の協力内容については、甲乙協議の上、別途取決め（以下「覚書」という。）を締結する。

（総括部署及び連絡担当者の設置）

第3条 本協定に関する総括部署は次のとおりとする。

- 甲：経営企画部
乙：量子生命・医学部門研究企画部
- 2 本協定の円滑な運営に資するため、甲及び乙の総括部署に連絡担当者を置く。
 - 3 覚書の締結、変更又は解約の事務は、それぞれの覚書の所管部署が行う。

（情報の取扱い）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報のうち、秘密として管理すべきものについては、あらかじめ相手方の書面による同意を得た場合

を除き、これを第三者に対して開示し、公開し、発表し、又は使用させてはならない。

2 本協定に関する情報の取扱いの詳細については、甲乙協議の上、別途定める。

(協定期間)

第5条 本協定は、締結日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙のいずれかより終了の申し出があった場合は、協議の上、両者の合意が成立したときに終了する。

3 本協定は、協定期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、協定期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に関して疑義が生じたとき、一部変更をしようとするとき、又は本協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙誠実に協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書正本2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和5年3月22日

甲 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口正範

乙 千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
理事長 平野俊夫